

ID: 317

担当部署: 市民生活部 くらし安全課

処分の概要	見舞金の支給		
例規名 根拠条項	真岡市犯罪被害者等支援条例施行規則 第10条第1項		
例規番号	令和4年規則第24号		
【基準】	<p>第3条、第4条、第10条第1項の規定による。</p> <p>(見舞金の種類及び額)</p> <p>第3条 条例第12条の見舞金(以下「見舞金」という。)の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 30万円</p> <p>(2) 重傷病見舞金 10万円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2項に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として当該遺族に支給する。</p> <p>(見舞金の支給対象者)</p> <p>第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者(当該犯罪行為が行われた時において市民であった者に限る。以下「死亡被害者」という。)の遺族として次条第1項に定める者</p> <p>(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われた時において、市民であった者に限る。)</p> <p>(見舞金の支給決定)</p> <p>第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日